

書類
調査
印務

最高裁秘書第1938号

平成28年6月6日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

理由説明書の写しについて（送付）

下記の諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを
別添のとおり送付します。

記

諮問番号 平成28年度（最情）諮問第8号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03-3264-8330（直通）

平成28年6月3日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 今崎幸彦

理由説明書

下記1の諮問について、下記2のとおり理由を説明します。

記

1 諒問日等

(1) 諒問日

平成28年6月3日

(2) 諒問の要旨

苦情申出人は、最高裁判所がした不開示の判断に対し、「本件対象文書が本当に存在しないかどうか不明であるから、この点を改めて確かめてもらうために苦情の申出をする」と主張しているが、当該判断は相当であると考える。

2 理由

(1) 開示申出の内容

ア 平成28年4月7日の最高裁判所事務総長交代時の事務引継書（添付書類を含む。）

イ 最高裁判所事務総長が交代した場合、どこに挨拶回りをすることになっているかが分かる文書（最新版）

(2) 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、(1)の開示の申出に対し、平成28年5月2日付けで不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

(3) 最高裁判所の考え方及びその理由

ア (1)のアについて

(ア) 最高裁判所事務総長（以下「事務総長」という。）の交代に当たり、事務引継書を組織的に作成することを予定するような定めはない。事務総長が交代する際にどのような形、内容の引継ぎを行うかは、引き継ぐべき事項の内容、性質等を勘案して前任者が決めており、引継ぎのためにそもそも文書を作成するか否か、仮に作成するとしてどのような文書を作成するかについても、あげて前任者個人の判断に委ねられている。

(イ) この点、平成28年4月7日の事務総長の交代時においては、前任者個人の判断でメモが作成されたが、それは直接前任者から後任者に交付され、その性質上、他者の目に触れることなくあくまで個人の手持ち資料として後任者限りで使用及び保管がされている。したがって、保存又は廃棄についても後任者の個人的な判断により行うことができるものであるから、その作成・利用・保存・廃棄については、いずれの過程においても組織としての関与は何ら存在せず、専ら個人の判断に委ねられている。このような状況からすれば、上記メモは裁判所の職員が組織的に用いるものとして裁判所が保有しているものではなく、裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱記第1に規定する司法行政文書に当たらない。

そして、その他に事務引継書に該当する文書は作成されていない。

(ウ) 以上より、(1)のアの申出に係る文書について、開示申出時点において司法行政文書として作成又は取得したものは存在しないから、原判断は相当である。

イ (1)のイについて

(ア) そもそも異動者があった際にいつどこに挨拶回りに行くかは、異動者の意向、離着任時の事務手続の日程、挨拶先の事情等を勘案して個別に決められるべきものであって、一般的な定めを設けることになじまないため、これが一般的に分かる文書を作成しておく必要性はない。

実際に、事務総長の秘書的業務を所管する最高裁判所事務総局秘書課（以下「秘書課」という。）においても、事務総長の交代があった場合には、その都度挨拶先について新旧両事務総長に意向を聞き、これに対する回答を得た上で、挨拶先の意向や各種行事の日程等諸々の事情を考慮していつどこに挨拶回りに行くかを確定しているため、その都度挨拶回り先は異なることになる。よって、秘書課において事務総長交代時にどこに挨拶回りをすることになっているかが分かる文書は作成していない。

(イ) 以上より、(1)のイの申出に係る文書については作成又は取得しておらず、現に保有していないから、原判断は相当である。